

NPO等の方々が行う自家用自動車を用いた
有償旅客運送については『登録』が必要となります。

平成18年10月1日に改正道路運送法が施行され、自家用自動車を使用して有償にて旅客の移送サービスを行っている又は行おうとするNPO等の方々は、サービスを行う地域を所管する運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

登録の種類

福祉有償運送

【福祉有償運送とは】

NPO等が実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行う原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

【運送対象旅客の範囲】

身体障害者、要介護者、要支援者 等

会員制

過疎地有償運送

【過疎地有償運送とは】

過疎地域において、NPO等が実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行う輸送サービス

【運送対象旅客の範囲】

過疎地域の住民及びその親族 等

会員制

◇ 登録を受けることができる者は以下に限定されております。

- NPO、市町村、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会



登録までの流れ

- ① 地域の関係者からなる **運営協議会** にて有償運送の必要性、対価等を協議

※運営協議会の主宰者は市町村等各地方公共団体となります。

合 意

- ② 有償運送を行う地域を所管する 運輸支局 に対して **登録の申請**

※申請に必要な書類等については、各運輸支局に対してお問い合わせ下さい。

運輸支局における審査

- 運営協議会において協議が調っているか。
- 当該有償運送の実施に必要な自動車の保有がなされているか。
もしくは保有する計画があるか。
- 必要な要件を備えた運転者の確保がなされているか。
- 運行管理体制及び整理管理体制が適切に確保されているか。
- 事故発生時の連絡体制が適切に確保されているか。
- 計画車両の全てが任意保険等に加入しているかもしくは加入
する計画があるか。 等



審査クリア

登 録

自家用有償旅客運送を行うことができます！！

詳しくは
所管する運輸支局の輸送部門に
お問い合わせ下さい。